

下 総 第 5 4 9 号  
令和2年(2020年)8月12日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 関 谷 博 様  
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年3月31日付け監査報告第7号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

観光スポーツ文化部観光政策課  
観光スポーツ文化部観光施設課  
観光スポーツ文化部スポーツ振興課

### 観光スポーツ文化部観光政策課について

#### [指摘事項]

- (1) 「先帝祭上臈参拝行事」の経費（委託料、食糧費等）に対する補助金の算定方法が適当でない。同行事の経費は、「下関市観光イベント開催事業補助金（しものせき海峡まつり）」と「一般社団法人下関観光コンベンション協会事業補助金」の両方で補助対象経費になっているが、補助額の算定にあたって両補助金間でなんら調整を行っておらず、補助額が過大になる可能性がある。適当な方法により補助額を算定されたい。

#### (改善措置状況)

一般社団法人下関観光コンベンション協会事業補助金交付要綱を、令和2年3月31日付けで改正し、「市が実施する他の制度による補助の対象となる経費については、補助対象としない」という条文を追加し補助対象経費が重複することのないよう適正に補助額を算定することとした。

#### [指摘事項]

- (2) 会計管理者の事務の一部を出納員等に委任した場合は、地方自治法第171条第4項後段の規定により、委任した旨を直ちに告示することとされているが、平成31年4月1日に観光政策課の出納員等に対して行った事務の委任では、委任した旨を令和元年5月20日に告示しており、委任した日から告示した日までの間に相当の日数が経過していた。適正に事務処理されたい。

#### (改善措置状況)

令和2年度においては、委任した旨を直ちに告示した。

委任年月日：令和2年4月1日

告示：令和2年4月6日

### 観光スポーツ文化部観光施設課について

#### [指摘事項]

- (1) 巖流島土地使用料の未収金について、督促の手續が行われていなかった。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

債権管理について、債権管理事務フローを作成し、納付状況の把握に遺漏がないように業務改善を図り、随時納付状況を確認するとともに納期限から20日経過後は、速やかに督促状による催促を行うよう改善した。

[指摘事項]

(2) 使用料の徴収事務において、以下の事項が見受けられた。徴収事務の受託者を指導されたい。

ア ロープウェイ乗車料について、委託契約書第3条第1号の規定により、徴収日の翌日までに指定金融機関に払込することとなっているものの、当該期限までに金融機関に払い込まれていないものが多数あり、なかには一週間分をまとめて払込みを行っている事例もあった。

イ 私人に徴収事務を委託しているフィッシングパーク使用料及びふれあい健康ランド使用料について、使用料徴収事務委託契約書第5条第1号の規定により、徴収日の翌日までに指定金融機関に払込することとなっているものの、休業日(休場日)の関係上、徴収した日の翌々日に金融機関に払込されているものが見受けられた。

(改善措置状況)

ア ロープウェイ乗車料について受託者に対する指導を徹底し、再発防止に努めている。

イ ロープウェイ乗車料、フィッシングパーク使用料及びふれあい健康ランド使用料については、使用料徴収事務委託契約書等において、徴収日の翌日が休業日の場合は、その翌日(その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日以後に最初に到来する金融機関の営業日)に払込をすることができるように整備した。

観光スポーツ文化部スポーツ振興課について

[指摘事項]

(1) 指定管理業務において、以下の不適切な事例が見受けられた。指定管理の基本協定書等に基づき適正に事務処理し、又は指定管理者を指導されたい。

ア 下関北運動公園内体育施設の管理運営に関する基本協定書(以下「北運動公園基本協定」という。)第17条の規定による従業員の配置の手続において、同条第2項の指定管理者からの通知に対し、同条第3項の承諾の通知を行っていなかった。下関市内体育施設の管理運営に関する基本協定書(以下「市内体育施設基本協定」という。)に係る同事務においても同様の事例が見受けられた。

イ 北運動公園基本協定書第25条第4項の規定による備品等(Ⅱ種)の台帳が備えられていないことを見過ごしていた。市内体育施設基本協定に係る

同事務においても同様の事例が見受けられた。

ウ 北運動公園基本協定書第29条第1項の規定による指定管理者の計算書類等が提出されていないことを見過ごしていた。

エ 北運動公園基本協定書第32条の規定による指定管理施設の管理運営状況及び実績を評価した結果の指定管理者への通知をしていなかった。市内体育施設基本協定に係る同事務においても同様の事例が見受けられた。

(改善措置状況)

ア 承諾の通知を行うことを失念していたため、速やかに承諾の通知を行った。今後は、基本協定に基づき、適正な事務処理に努める。

イ 各指定管理者へ台帳を備えるよう依頼し、台帳が備えられたことを写しの提出をもって、確認した。今後は、定期的に確認を行うよう努めて参る。

ウ 計算書類等を速やかに提出してもらった。今後は、基本協定に基づき、適正な事務処理に努める。

エ 結果の通知を行うことを失念していたため、速やかに結果の通知を行った。今後は、基本協定に基づき、適正な事務処理に努める。